



《会計・税務の知識》 結婚・子育て資金一括贈与に係る非課税制度

はじめに

平成27年度税制改正で、将来の経済的不安が若年層に結婚や出産・子育てを躊躇させる要因の一つとなり少子化に繋がっていることを鑑み、そういった不安を解消させるために、親・祖父母からの金銭贈与については一定の金額まで非課税とする措置が講じられましたのでご紹介します。

1. 概要

受贈者	20歳以上50歳未満の個人
贈与者	受贈者の直系尊属
贈与財産	結婚・子育て資金※
限度額	受贈者1人につき1,000万円（結婚費用については300万円）
適用期間	平成27年4月1日～平成31年3月31日
申告	受贈者は当該制度の適用を受ける旨を記載した非課税申告書を金融機関を経由して受贈者の納税地の所轄税務署長に提出

※結婚・子育て資金とは、内閣総理大臣が定める次に掲げる費用をいいます。

- ①結婚に際して支出する婚礼費用、住居及び引越費用のうち一定のもの
- ②妊娠・出産に要する費用、子の医療費・保育料のうち一定のもの

2. 終了事由及び残額の取り扱い

以下の事由に該当した場合には、結婚・子育て資金管理契約は終了し、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときはその残額については贈与税の課税対象となります。

終了事由	贈与税課税の有無	贈与価額
受贈者が50歳に達した場合	有	非課税拋出額－結婚・子育て資金支出額
受贈者が死亡した場合	無	—
信託財産等の価額が零となり終了の合意があった場合	有	非課税拋出額－結婚・子育て資金支出額

3. 贈与者が死亡した場合の取り扱い

贈与者が死亡した場合には、当該死亡の日における非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額について、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されます。ただし、当該残額に対応する相続税額については2割加算の対象とはなりません。

おわりに

当該制度と似た制度として教育資金の一括贈与非課税制度がありますが、こちらは上記3の取り扱いの適用がないため、この違いについては注意が必要です。
(担当：稲浦)